

## 2. 維持管理の基本方針

安全・安心な市民生活、港湾活動を支える港湾施設の機能低下を招かないよう、施設ごとに『予防保全』の考え方を軸とした維持管理計画を策定し、施設を構成する部材の特性に応じて維持管理レベルを設定しています。

予め設定した維持管理レベルを確保するため、定期点検により施設の状態を継続的に監視するとともに、適宜、必要な修繕を行うことで、市民及び利用者の安全を確保しつつ、適切かつ効率的な維持管理に取り組んでいます。

### 維持管理レベルの考え方

分類	損傷劣化に対する考え方	イメージ図
維持管理 レベルⅠ	<p>高い水準の損傷劣化対策を行うことにより、供用期間中に要求性能が満たされなくなる状態に至らない範囲に損傷劣化を留める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐用年数が供用年数よりも長い材料を用いた部材</li> <li>・耐腐食性の鋼材（ステンレス鋼、エポキシ樹脂塗装鉄筋等）を用いたコンクリート</li> <li>・耐用年数が供用期間を超えるような電気防食を施した鋼管杭、鋼管矢板</li> <li>・コンクリート製ケーソン等</li> </ul> <p>主要部材：下部工（鋼管杭）等</p> <p>土留護岸（ケーソン、L型ブロック、鋼管矢板、鋼矢板）等</p>	
維持管理 レベルⅡ	<p>損傷劣化が軽微な段階で、小規模な対策を頻繁に行うことにより、供用期間中に要求性能が満たされなくなる状態に至らないように性能の低下を予防する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐用年数が供用年数よりも短い材料を用いた部材</li> <li>・表面被覆等の補修を計画的に施すコンクリート部材</li> <li>・供用期間中に陽極の交換が必要な電気防食を施した鋼管杭、鋼管矢板</li> </ul> <p>主要部材：上部工（鉄筋コンクリート）</p> <p>下部工（被覆防食工、電気防食工）</p> <p>土留護岸（被覆防食工、電気防食工）等</p>	
維持管理 レベルⅢ	<p>要求性能が満たされる範囲内で、損傷劣化に起因する性能低下をある程度許容し、供用期間中に1~2回程度の大規模な対策を行うことにより、損傷劣化に事後的に対処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐用年数が供用年数よりも短い材料を用いた部材</li> <li>・使用性が損なわれた際に打換えを実施するエプロン舗装</li> <li>・劣化、損傷が顕著となった際に取替えを実施する附帯設備（防舷材、車止め等）</li> </ul> <p>その他の部材：土留護岸（上部工）、エプロン、海底地盤、渡版</p> <p>附帯設備：防舷材、係船柱、係船環、車止め・安全柵、はしご、コーナー保護、排水設備等</p>	